

居宅介護支援事業所 夢ふうせん 運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社エムリンクが開設する 「居宅介護支援事業所 夢ふうせん」（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態または要支援状態等（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

介護支援専門員は、利用者が要介護状態等となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所 夢ふうせん
- ② 所在地 北海道北見市光西町 169 番 38 号

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1名以上（1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）お盆（8月14日～8月16日）までを除く。
- ② 営業時間 午前9時～午後5時
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（居宅介護支援の内容）

居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 本事業所の相談室を利用
- ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービスガイド方式等

- ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者宅及び本事業所内等
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度
最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で、解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

第7条（利用料等）

- ① 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- ② 通常の事業実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、すべての地域を1キロあたり20円とする
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、北見市内とする。

第9条（救急時等における対応方法）

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変その他救急事態が生じた場合に、速やかに主治医、家族等に連絡する。

第10条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

事業者は、介護支援専門員等に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員等に周知徹底を図る。

- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的に実施する。

第12条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

第13条（ハラスメント防止）

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第14条（身体拘束）

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第15条（その他運営に関する重要事項）

- ① 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
- ② 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- ④ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- ⑤ 従業員は、公平中立の立場から偏ったサービス提供を位置づけてはならない。またサービス事業所からの金品の授受を禁ずる。
- ⑥ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社エムリンクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和2年8月1日から施行する。
 この規程は、令和5年6月1日から施行する。
 この規程は、令和6年4月1日から施行する。